

第72期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

| | | |
|---|-----|----------|
| ■ 会社の新株予約権等に関する事項 | ・・・ | 1ページ |
| ■ 会計監査人に関する事項 | ・・・ | 2ページ |
| ■ 業務の適正を確保するための体制整備および 当該体制の運用状況に関する事項 | ・・・ | 3～7ページ |
| ■ 会社の支配に関する基本方針 | ・・・ | 8ページ |
| ■ 連結株主資本等変動計算書 | ・・・ | 9ページ |
| ■ 連結注記表 | ・・・ | 10～19ページ |
| ■ 株主資本等変動計算書 | ・・・ | 20ページ |
| ■ 個別注記表 | ・・・ | 21～26ページ |

I D E C 株式会社

「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制整備および当該体制の運用状況に関する事項」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://jp.idec.com>）に掲載することにより株主の皆さんに提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

| | |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| 発 行 決 議 の 日 | 2018年6月15日 |
| 新 株 予 約 権 の 数 | 395 個 (注 3) |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 39,500 株 (注 3) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 2,888 円 |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 | 無償 |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 期 間 | 2020 年 7 月 1 日～2022 年 6 月 30 日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額および資本組入額 | 発行価額 2,888 円 資本組入額 1,444 円 |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件 | (注 1) (注 2) |
| 当 社 従 業 員 へ の 交 付 状 況 | 33 名 345 個 (34,500 株) |
| 当社子会社の役員および従業員への交付状況 | 4 名 50 個 (5,000 株) |

- (注) 1. 権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。
2. その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「第 16 回新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
3. 発行日以降、1 名失権により、新株予約権の数 10 個と新株予約権の目的たる株式数 1,000 株は、減少しております。

会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 会計監査人の報酬等の額

| 区分 | 内容 | 金額 |
|----|--|--------|
| ① | 当社が支払うべき報酬等の額（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の業務に係る報酬等の額） | 39 百万円 |
| ② | 当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 44 百万円 |

- (注)1. 当社と会計監査との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

連結決算業務効率化に関するアドバイザリー業務等を委託し、対価を支払っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性・信頼性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

業務の適正を確保するための体制整備および当該体制の運用状況に関する事項

2018年6月15日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を一部改正することを決議いたしました。主な改正箇所は下線で示しております。

(1)当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

| | |
|-------------|---|
| コーポレートガバナンス | <p>①当社は、積極的に社外取締役を任用し、取締役の業務の執行に対しての取締役会における監督機能の強化を図る。</p> <p>②企業目標および経営理念に基づいた企業価値の向上を実現するために、「IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー」を定め、それに従いコーポレートガバナンスの強化を推進する。</p> |
| コンプライアンス | <p>①企業倫理・コンプライアンスに関する基本姿勢を示した「IDEC 行動基準」を定め、取締役および使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図り、運用を行う。</p> <p>②企業倫理相談および内部通報のための窓口を<u>社内外に</u>設置し、職場での法令違反行為、社内規程違反行為、企業倫理に反する行為、嫌がらせ行為などに関する従業員の相談および通報を広く受け付ける。相談および通報の内容は当社の代表取締役社長を委員長とする「CSR 委員会」傘下の「リスクマネジメント委員会」にて審議し、法令、定款、企業倫理等に沿って対策および解決を図る。</p> <p>③取締役および使用人に対し、法務担当部署から、コンプライアンスおよび法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動も定期的に行う。</p> <p>④その他取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する社内規程・運用等を定期的に見直し、整備する。</p> |

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

| | |
|------------|--|
| 情報の保存・管理体制 | 株主総会に関する文書、取締役会その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役が職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）について、文書管理規程、稟議規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティポリシー基本規程等の社内規程に従った保存、管理を行う。 |
|------------|--|

(3)当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

| | |
|-------------|---|
| リスクマネジメント体制 | <p>①当社および当社グループ会社における危機をあらかじめ回避するとともに、万一危機が発生した場合にもその被害を最小限に抑制することを目的とした「危機管理規程」を制定し、運用を行う。</p> <p>②「危機管理規程」に従い、当社の取締役会の承認のもとで当社の代表取締役社長を委員長とした「CSR 委員会」の傘下に「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社および当社グループ会社の平常時の危機管理および危機発生時の対応を行う。</p> <p>③「リスクマネジメント委員会」では危機発生時の対応を行うほか、平常時にはIDEC グループ全体でのリスクを洗い出し評価するとともにリスク低減に向けた取り組みを実施する。また、同委員会内に設けた「コンプライアンス部会」において内部通報の対応やコンプライアンス強化のための施策を実施する。これらの取組内容は、定期的に開催される「CSR 委員会」にて報告し、同委員会から取締役会に報告を行う。</p> |
| 安否確認および復旧体制 | 災害等の発生に備え、生命の安全確保・安否確認体制を整備するとともに、重要業務の継続・中断した場合でもその早期復旧を目指した体制作りを推進する。 |

(4)当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

| | |
|-----------------|--|
| 執行と監督の分離 | 当社は、意思決定と取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の業務執行状況の監督を取締役会が行うことにより、業務執行と監督の分離を実現する。さらに、代表取締役社長が議長を務める経営会議を設け、事前審議を行うとともに、取締役会からの権限委譲範囲内において意思決定を行い、取締役会の機能を強化し経営効率の向上を図る。 |
| 職務権限・監査 | 当社および当社グループ会社の取締役および使用人において、各職位の職務および責任権限ならびに各組織単位の業務分掌について定めた「職務権限規程」「関係会社管理規程」を制定し効率的経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査を行う。 |

(5)当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

| | |
|----------------------|--|
| グループ会社管理・報告体制 | ①当社と当社グループ会社が相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項および関係会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行う。 ②当社は、「関係会社管理規程」に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社へ報告させるものとする。 ③海外グループ会社の役員および使用人において当社のコンプライアンスに関する基本的な姿勢について理解させるために、「IDEC行動基準」の理念等を主要言語に翻訳することにより、グローバルベースで、その内容の周知を図る。 |
| グループ会社監査 | 当社グループ会社内だけでなく、当社の内部監査室をはじめとする関係部門から当社グループ会社へのモニタリング、監査を強化することにより、当社グループ会社における適正な業務の運営を維持する。 |

(6)財務報告の信頼性を確保するための体制

| | |
|-----------------|---|
| 財務報告の信頼性 | 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。財務報告に係る内部統制システムのグループ全体としての整備・充実にあたっては「財務報告に係る内部統制方針書」を制定し、グループ全体レベルでの推進体制を明確にするとともに、各部門・各グループ会社での自己点検および内部監査室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築する。 |
|-----------------|---|

(7)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

| | |
|-------------------|---|
| 監査等委員会スタッフ | 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置の必要が生じた場合、または監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ専任または兼任する使用人を監査等委員会スタッフとして配置を行うものとし、当該使用人は監査等委員会スタッフ業務に關し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の人事については、任命、異動、評価、賃金等の問題も含め、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、執行部門からの独立性を確保する。 |
|-------------------|---|

(8)取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

| | |
|------------------|---|
| 報告体制 | ①当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が職務執行の状況について、監査等委員会に定期的に報告を行い、特に会社の重要事項については、その都度報告を行う。また、監査等委員会は当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとしており、今後、監査がさらに実効的に行うことができるよう、各関係部門の協力体制の整備を図る。 ②当社は、前号に従い監査等委員会への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。 |
| 費用等負担 | 当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。 |
| 重要会議への出席等 | 業務執行取締役は、監査等委員である取締役が、当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）との定期的な意見交換や経営会議等の重要会議へ出席できる環境を整備する。 |

(9)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

| | |
|-----------------------|--|
| 反社会的勢力に対する取り組み | 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力および団体とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とし、「IDEC 行動基準」において正しく公正な企業であり続けることを宣言している。 また、「危機管理規程」において、反社会的勢力を『危機』として明確に定義づけ、危機発生の防止と発生時の迅速な対応を図るとともに、日常より情報収集を行い「不法勢力対応マニュアル」等を策定して、警察当局、弁護士等と連携して、不当要求に備えることとしている。 |
|-----------------------|--|

当社グループは内部統制システムの整備・運用を進めており、当事業年度における運用状況は下記のとおりであります。

(1)コーポレートガバナンスに関する体制

- さらなるコーポレートガバナンスの強化、企業価値の向上およびスピーディな意思決定体制の実現を図るため、監査等委員を含めた取締役全員が議決権を有する監査等委員会設置会社へと移行いたしました。
- 当社は積極的に社外役員を任用しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務の執行に対しての取締役会における監督機能の強化を実現させております。なお、当事業年度末においては、社外取締役は7名（うち女性1名）任用しており、取締役会の透明性の向上と監督機能のさらなる強化、社外役員の多様化を推進するとともに、取締役会等において、経営の監督および積極的な助言をいただきました。
- 当社グループのコーポレートガバナンスに関する考え方や運営方針を定めた「IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー」に準拠し、取締役会の実効性評価などコーポレートガバナンスの強化に資する施策に取り組みました。
- 新たに当社グループに加わった各社との密接なコミュニケーション等を通じて、グループ全体でのコーポレートガバナンスの強化と統合によるシナジーの実現に取り組みました。

(2)コンプライアンスに関する体制

- 当社グループにおいて、新卒・キャリア採用者やグループ会社社員向けにコンプライアンスに関する研修会を開催し、コンプライアンス意識の向上を図りました。
- 当社は、法令・社内規程違反、その他社会通念上不正な行為に関する相談・通報を行うための窓口として、グループ会社も対象とした「IDEC ホットライン」を法務担当に設置しているほか、当事業年度にはグローバルベースで受付可能な外部窓口を新設するなど、引き続きコンプライアンスの実効性向上に努めました。

(3)情報の保存・管理に関する体制

- 当社グループでは、情報の保存・管理に関する社内規程の見直しを適宜行っており、引き続き関連規程の改正要否について検討いたしました。

(4)危機管理に関する体制

- 当社グループにおける危機を回避または最小限に抑えるため、「リスクマネジメント委員会」を定期的に開催するとともに、CSR 委員会でもその内容を報告し、危機管理状況のモニタリングや早期対応等を図りました。
- 社員とその家族の状況を迅速に把握するため「安否確認システム」を導入しており、その使用方法について引き続き周知したほか、定期的な運用テストを実施いたしました。
- 当社グループを取り巻くリスクを評価し、優先的なリスクとその対応策に関する一連のプロセスを整備するなど、危機管理体制のさらなる強化に取り組みました。

(5)効率的な職務執行が行われるための体制

- 取締役会においては社外役員を交えた活発的な意見交換がなされており、当事業年度においては7回開催いたしました。また、監査等委員会設置会社への移行と合わせて取締役会規程および経営会議規程における付議基準を見直したほか、これらの規程に基づき、取締役会での決議事項を除く重要事項を経営会議で決議し、その内容を取締役会に適宜報告いたしました。
- 当社は、上記規程のほか、当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人の責任権限等を定めた「職務権限規程」、「関係会社管理規程」および「稟議規程」を制定しており、当事業年度においても、組織体制に合わせた各規程の変更を行いました。

(6)当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 当社とそのグループ会社が相互に協力し繁栄を図るため「関係会社管理規程」を制定しており、同規程に基づき、グループ会社から当社に対し、その業績状況等の報告を行いました。また、当社内部監査室等の関係部門からグループ会社へのモニタリング・監査を適宜実施いたしました。
- グループ全体で「One IDEC」として行動していくため、企業目標等の既存理念を進化させた『The IDEC Way』を新たに制定し、グローバルベースでの周知活動に取り組みました。

(7)財務報告の信頼性を確保するための体制

- 財務報告の信頼性等を確保するため、内部統制の運用状況を評価いたしました。

(8)監査等委員の実効的な監査を確保するための体制

- 当事業年度において監査等委員会は10回開催し、監査等委員である取締役は、内部統制システムの整備および運用状況、ならびに各部門・事業所等における往査の結果等を確認したほか、取締役会等の重要会議で積極的に意見を述べました。また、監査等委員である取締役は会計監査人および当社内部監査室と連携し、実効的な監査を行うことができる体制を確保いたしました。
- 従来より監査等委員である取締役の職務を補助するスタッフを配置しており、引き続き監査等委員である取締役の実効的な監査体制を確保いたしました。

(9)反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社は、公正な企業であり続けることを宣言しており、研修会等を通じて定期的に社員に対して周知いたしました。
- ・ 日常より全社を挙げて反社会的勢力の動向に関する情報収集等を行い、継続して不当要求に備えた体制を確保いたしました。

会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関し、現時点で具体的な脅威等に晒されている事実は無く、それについて特段の基本方針を決定しておりませんが、従来、企業価値の向上こそが最も重要かつ有効な対応策であるとの認識のもとに経営活動を行っておりますので、今後ともその活動を一層深めるとともに、有事の際には、株主さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまの利益を毀損することなく対処できる最善の方法を考慮してまいります。

また、それらについての具体的な基本方針を会社として決定した場合には、すみやかに株主の皆さまにお知らせいたします。

連結株主資本等変動計算書

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |
| 当 期 首 残 高 | 10,056 | 9,106 | 23,370 | △320 | 42,212 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | |
| 剩 余 金 の 配 当 | | | △1,808 | | △1,808 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | | 3,700 | | 3,700 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △0 | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | 18 | | 44 | 62 |
| 非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動 | | 97 | | | 97 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | | | | | - |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | - | 115 | 1,892 | 43 | 2,051 |
| 当 期 末 残 高 | 10,056 | 9,222 | 25,262 | △277 | 44,264 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | | 新 株 予 約 権 | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|--|----------------------------|------------------|-----|------------------------|------------------------------|-----------|---------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 换 算 調 整 金 | 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 金 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 485 | 2,375 | | △68 | 2,793 | 19 | 267 | 45,292 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剩 余 金 の 配 当 | | | | | - | | | △1,808 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | | | | - | | | 3,700 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | - | | | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | - | | | 62 |
| 非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動 | | | | | - | | | 97 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | △67 | △1,531 | 51 | △1,547 | 15 | △267 | | △1,799 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | △67 | △1,531 | 51 | △1,547 | 15 | △267 | | 251 |
| 当 期 末 残 高 | 418 | 844 | △17 | 1,245 | 34 | - | | 45,544 |

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は次の38社であります。

- ① I D E C システムズ&コントロールズ株式会社
- ② I D E C ロジスティクスサービス株式会社
- ③ I D E C A U T O - I D S O L U T I O N S 株式会社
- ④ I D E C ファクトリーソリューションズ株式会社
- ⑤ 株式会社ウェルキャット
- ⑥ 株式会社東京センサ
- ⑦ I D E C C O R P O R A T I O N
- ⑧ I D E C E n v i r o n m e n t a l S o l u t i o n s L L C
- ⑨ I D E C A u s t r a l i a P t y. L t d.
- ⑩ I D E C I Z U M I A S I A P T E L T D.
- ⑪ I D E C A S I A (T H A I L A N D) C O., L T D.
- ⑫ 台湾愛徳克股份有限公司
- ⑬ 台湾和泉電氣股份有限公司
- ⑭ 台湾科奈德股份有限公司
- ⑮ 蘇州和泉電氣有限公司
- ⑯ I D E C H O N G K O N G C O., L T D.
- ⑰ I D E C I Z U M I (H. K.) C O., L T D.
- ⑱ 愛徳克電氣貿易（上海）有限公司
- ⑲ 和泉電氣自動化控制（深圳）有限公司
- ⑳ 和泉電氣（北京）有限公司
- ㉑ 愛徳克電子科技（上海）有限公司
- ㉒ 太倉科奈德電氣有限公司
- ㉓ M M I T e c h n o l o g i e s
- ㉔ I H M T e c h n o l o g i e s
- ㉕ A P E M S A S
- ㉖ C o n t a c t T e c h n o l o g i e s L t d U K
- ㉗ A P E M C o m p o n e n t s L t d
- ㉘ M E C A p s
- ㉙ A P E M I n c
- ㉚ A P E M A B
- ㉛ A P E M G m b H
- ㉜ A P E M B e n e l u x
- ㉝ A P E M B V

③⁴ A P E M I t a l i a S r l

③⁵ S A C E M A

③⁶ S A M E L E C

③⁷ A P E M W u j i n E l e c t r o n i c s C o . L t d

③⁸ A P E M L t d

上記のうち、株式会社東京センサの株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました、I D E C E l e k t r o t e c h n i k G m b H、M M I H o l d i n g、S A C E L E C 及びA M E P S A Sは連結子会社間の組織再編により減少しております。また、C o n t a c t T e c h n o l o g i e s D kはM E C A/Cを吸収合併し、M E C A p sへ商号変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数は次の1社であります。

佐用・I D E C 有限責任事業組合

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち台湾科奈徳股份有限公司、蘇州和泉電気有限公司、愛徳克電氣貿易（上海）有限公司、和泉電氣自動化控制（深圳）有限公司、和泉電氣（北京）有限公司、愛徳克電子科技（上海）有限公司、太倉科奈徳電氣有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。また、A P E Mグループ16社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

| | | |
|---------|---------|--|
| その他有価証券 | 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定) |
| | 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(ロ) たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(ハ) デリバティブ取引

時価法

②重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 8年～39年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～15年 |
| 工具器具及び備品 | 2年～17年 |

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(ハ) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、発生可能性を勘案し、補修に必要な見積り額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年～15年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんはその効果が発現すると見積もられる期間（4年～20年）で均等償却しております。

⑦消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理について、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。）を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

31,117百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 事業整理損

事業整理損は、パワーコンディショナー関連製品の事業の撤退に伴い、これに関連するたな卸資産の評価損 53 百万円、固定資産の減損損失 2 百万円、今後発生すると見込まれる販売済みの製品保守費用 495 百万円、その他関連費用 10 百万円を計上しております。

また、一部のオートメーション関連製品の製造事業所整理に伴い、これに関連する固定資産の減損損失 464 百万円、その他関連費用 60 百万円を計上しております。

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 |
|---------|-----------------|-------|---------|
| 茨城県龍ヶ崎市 | 筑波事業所 | 建物等 | 464 百万円 |
| 大阪府大阪市 | パワーコンディショナー関連資産 | 機械装置等 | 2 百万円 |
| 同上 | 廃止製品資産 | 建設仮勘定 | 13 百万円 |

当社グループは資産を用途により事業資産、賃貸用資産及び共有資産にグルーピングしており、遊休資産及び事業の廃止に伴う処分見込み資産については、当該資産ごとにグルーピングしております。

筑波事業所は、製造事業所整理の意思決定が行われたことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を事業整理損に含んでおります。回収可能価額については売却予定価額を基にした正味売却価額と今後の使用見込み期間に基づく使用価値により測定しております。

パワーコンディショナー関連資産は、事業の用に供さないことが明らかになったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を事業整理損に含んでおります。回収可能価額については、正味売却価額を使用しており、売却が困難であるためゼロとしております。

廃止製品資産は、事業の用に供さないことが明らかになったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として 13 百万円を特別損失に計上しております。回収可能額については、正味売却価額を使用しており、売却が困難であるためゼロとしております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

| | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 33,224,485 株 |
|------|--------------|

(2) 当連結会計年度末の自己株式数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|-----|--------|----------|
| 普通株式（株） | 373,670 | 293 | 51,590 | 322,373 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加 293 株

減少数の内訳は、ストックオプション権利行使による減少 51,500 株、単元未満株式の売却による減少 90 株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1 株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 2018 年 5 月 11 日 取締役会 | 普通株式 | 821 | 25 | 2018 年 3 月 31 日 | 2018 年 5 月 28 日 |
| 2018 年 10 月 31 日 取締役会 | 普通株式 | 986 | 30 | 2018 年 9 月 30 日 | 2018 年 12 月 3 日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1 株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-------------------------|-------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 2019 年 5 月 14 日 取締役会 | 普通株式 | 658 | 20 | 2019 年 3 月 31 日 | 2019 年 5 月 28 日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

| 発行決議の日 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 |
|----------------|------------|-----------|
| 2015 年 7 月 1 日 | 普通株式 | 4,000 株 |
| 2016 年 7 月 1 日 | 普通株式 | 15,000 株 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に基づきリスク低減を図っております。外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、将来の為替変動リスクを回避するため、為替予約取引等を利用してあります。

また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携に関連する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、為替リスクに晒されていますが、恒常的に同じ通貨単位の売掛金残高の範囲内にあります。

デリバティブ取引については、通常の取引の範囲内で外貨建ての債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引等を利用してあります。また、当社の為替予約取引等の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。なお、デリバティブ取引は、トップマネージメント会議で決定された方針にもとづき担当役員が統括し、経営管理部が取引の実行及び管理を行っており、取引の都度その実施状況を社長に報告することとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額（＊） | 時価（＊） | 差額 |
|-----------------------|---------------|----------|----|
| ①現金及び預金 | 12,949 | 12,949 | — |
| ②受取手形及び売掛金 | 10,382 | 10,382 | — |
| ③有価証券及び投資有価証券 | 2,045 | 2,045 | — |
| 資産計 | 25,377 | 25,377 | — |
| ①支払手形及び買掛金 | (3,863) | (3,863) | — |
| ②電子記録債務 | (1,571) | (1,571) | — |
| ③短期借入金 | (7,039) | (7,039) | — |
| ④1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金 | (19,431) | (19,452) | 21 |
| 負債計 | (31,905) | (31,927) | 21 |
| デリバティブ取引 | 145 | 145 | — |
| デリバティブ取引計 | 145 | 145 | — |

(＊) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっており、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、並びに③短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

変動金利によるものの時価は、帳簿価額にはほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|--------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 通貨スワップ | 7,953 | 6,910 | 145 | 145 |

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 49 |

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローが約定されておらず時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,383 円 18 銭

※ 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

| | |
|------------------------------|--------------|
| 連結貸借対照表上の純資産額 | 45,544 百万円 |
| 新株予約権 | 34 百万円 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の期末株式数 | 32,902,112 株 |

(2) 1株当たり当期純利益 112 円 53 銭

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

| | |
|----------------|--------------|
| 連結損益計算書上の当期純利益 | 3,700 百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 3,700 百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 32,881,301 株 |

8. その他の注記

企業結合等に関する注記

(株式会社東京センサ)

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称、事業内容

被取得企業の名称 株式会社東京センサ（以下、「東京センサ」）

事業の内容 テープスイッチ、エッジスイッチ、バンパースイッチ、マットスイッチおよびピエゾフレームセンサの設計および製造並びに販売、輸出入

②企業結合を行った主な理由

東京センサは、自社開発の長さを自由に変えることができるテープスイッチに加え、その応用製品として専用外被を被せて検知対象物への保護機能をもたせたエッジスイッチや、クッション性を持った接触・衝突検知用のバンパースイッチ、マット状にセンサを配置したマットスイッチ等を、安全と防犯を求めるお客様に提供しております。また、自社開発の強みを活かし、カスタマイズの要求に対して柔軟かつタイムリーな対応を行うことでお客様にご支持いただいております。

東京センサを当社の子会社とすることにより、安全+安心ソリューションをより拡充し、HMI（Human-Machine Interface）事業のさらなる強化を図ることができます。また、当社のもつ幅広い顧客基盤と国内外に販売網を持つ営業力を活用することで、シナジーの拡大を目指しております。

③企業結合日

2018年7月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

取得した持分比率 100.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2018年7月1日から2019年3月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|--------|---------|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 575 百万円 |
| 取得原価 | | 575 百万円 |

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 1 百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれんの金額 107 百万円

② 発生原因 主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③ 債却方法及び償却期間 5 年間にわたる均等償却

株主資本等変動計算書

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
|-------------------------|--------|-------|--------|-------|------|--------|--------|------|--------|----|------|--------|--|
| | 資本金 | 資本 | | | 剰余金 | | | 利益 | | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本金 | 資本合計 | 剩余金計 | の他 | 益金 | 固定資産 | 繰越 | 利益 | 利益合計 | | |
| 当期首残高 | 10,056 | 5,000 | 4,106 | 9,106 | 533 | 13,169 | 13,702 | △320 | 32,544 | | | | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | - | | △1,808 | △1,808 | | △1,808 | | | | |
| 当期純利益 | | | | - | | 2,243 | 2,243 | | 2,243 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | - | | | | - | △0 | △0 | | | |
| 自己株式の処分 | | | 18 | 18 | | | | - | 44 | 62 | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | - | - | - | - | - | - | - | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 18 | 18 | - | 434 | 434 | 43 | 497 | | | | |
| 当期末残高 | 10,056 | 5,000 | 4,125 | 9,125 | 533 | 13,604 | 14,137 | △277 | 33,041 | | | | |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------|------------|-------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 196 | 196 | 18 | 32,759 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | - | | △1,808 |
| 当期純利益 | | - | | 2,243 |
| 自己株式の取得 | | - | | △0 |
| 自己株式の処分 | | - | | 62 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △24 | △24 | 15 | △9 |
| 事業年度中の変動額合計 | △24 | △24 | 15 | 487 |
| 当期末残高 | 171 | 171 | 34 | 33,247 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) デリバティブ取引の評価方法

時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～39年

構築物 10年～32年

機械及び装置 7年～15年

車両運搬具 4年～6年

工具器具及び備品 2年～17年

②無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年～15年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

③製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、発生可能性を勘案し補修に必要な見積り額を計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

19,735百万円

(2) 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

| | |
|--------|----------|
| 長期金銭債権 | 151百万円 |
| 短期金銭債権 | 3,023百万円 |
| 短期金銭債務 | 665百万円 |

(3) 保証債務

| | |
|----------------------------|--------|
| I D E C ファクトリーソリューションズ株式会社 | 480百万円 |
| 株式会社ウェルキャット | 160百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

| | |
|-----------|-----------|
| 売上高 | 7,657 百万円 |
| 仕入高 | 5,165 百万円 |
| その他の営業取引 | 966 百万円 |
| 営業取引以外の取引 | 1,150 百万円 |

(2) 事業整理損

事業整理損は、パワーコンディショナー関連製品の事業の撤退に伴い、これに関連するたな御資産の評価損 53 百万円、固定資産の減損損失 2 百万円、今後発生すると見込まれる販売済みの製品保守費用 495 百万円、その他関連費用 10 百万円を計上しております。

また、一部のオートメーション関連製品の製造事業所整理に伴い、これに関連する固定資産の減損損失 464 百万円、その他関連費用 60 百万円を計上しております。

(3) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 |
|---------|-----------------|-------|---------|
| 茨城県龍ヶ崎市 | 筑波事業所 | 建物等 | 464 百万円 |
| 大阪府大阪市 | パワーコンディショナー関連資産 | 機械装置等 | 2 百万円 |
| 同上 | 廃止製品資産 | 建設仮勘定 | 13 百万円 |

当社は資産を用途により事業資産、賃貸用資産及び共有資産にグルーピングしており、遊休資産及び事業の廃止に伴う処分見込み資産については、当該資産ごとにグルーピングしております。

筑波事業所は、製造事業所整理の意思決定が行われたことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を事業整理損に含んでおります。回収可能価額については売却予定価額を基にした正味売却価額と今後の使用見込み期間に基づく使用価値により測定しております。

パワーコンディショナー関連資産は、事業の用に供さないことが明らかになったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を事業整理損に含んでおります。回収可能価額については、正味売却価額を使用しており、売却が困難であるためゼロとしております。

廃止製品資産は、事業の用に供さないことが明らかになったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として 13 百万円を特別損失に計上しております。回収可能額については、正味売却価額を使用しており、売却が困難であるためゼロとしております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

| | |
|------|-----------|
| 普通株式 | 322,373 株 |
|------|-----------|

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------|-----------|
| (繰延税金資産) | |
| 未払事業税 | 28 百万円 |
| たな卸資産 | 161 百万円 |
| 貸倒引当金 | 29 百万円 |
| 有形固定資産 | 143 百万円 |
| 投資有価証券 | 15 百万円 |
| 関係会社株式 | 38 百万円 |
| 未払費用 | 389 百万円 |
| 製品保証引当金 | 1 百万円 |
| 退職給付引当金 | 276 百万円 |
| 資産除去債務 | 53 百万円 |
| その他 | 97 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,236 百万円 |
| 評価性引当金 | △115 百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,121 百万円 |
| (繰延税金負債) | |
| 固定資産圧縮積立金 | 234 百万円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 11 百万円 |
| 投資有価証券評価差額 | 53 百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 300 百万円 |
| 差引：繰延税金資産純額 | 820 百万円 |

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 名称 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----------|--|------------------|----------------------|---------------|---------------------------|---------------|-------|---------------|-------|
| 子会社 | M M I T e c h n o l o g i e s | 3,970 | 持株会社 | 100.0% | 資金の貸付 | 資金の 貸付 | — | 関係会社 短期貸付金 | 996 |
| | | | | | | 資金の 回収 | 1,339 | 関係会社 長期貸付金 | 6,103 |
| | | | | | | 利息の 受取※ 1 | 164 | その他 流動資産 | — |
| 子会社 | I D E C C O R P O R A T I O N | 733 | 制御機器 の販売 | 100.0% | 当社製品の 販売 役員兼任 2名 | 製品の 販売※ 2 | 3,166 | 売掛金 | 928 |
| 子会社 | 台灣愛德克 股份有限公司 | 305 | 制御機器 の生産 | 100.0% | 当社製品の 生産 | 配当金の 受取※ 3 | 360 | その他 流動資産 | — |
| 関連 会社 | 佐用・I D E C有限責任 事業組合 | 300 | 太陽光発 電事業・ 農業事業 | 50.0% | 資金の貸付 組合員兼任 1名 | 資金の 貸付 | — | 関係会社 短期貸付金 | 60 |
| | | | | | | 資金の 回収 | 60 | 関係会社 長期貸付金 | 286 |
| | | | | | | 利息の 受取※ 1 | 2 | その他 流動資産 | — |

※1 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

※2 製品の販売については、市場価格等を勘案して決定しております。

※3 配当金の受取金額については、剰余金の分配可能額を基礎とし、合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類 | 氏名 | 議決権の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|------|--------------------|-----------|--------------|------|-------------|------|
| 役員 | 船木俊之 | 1.9% | 資金の貸付 | 資金の 貸付 | 25 | 短期貸付金 | — |
| | | | | 利息の 受取※ 1 | 0 | その他 流動資産 | — |

※1 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,009 円 47 銭 |
| ※ 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。 | |
| 貸借対照表上の純資産額 | 33,247 百万円 |
| 新株予約権 | 34 百万円 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の期末株式数 | 32,902,112 株 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 68 円 22 銭 |
| ※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。 | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 2,243 百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 2,243 百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 32,881,301 株 |